

平成19年度

国立大学法人徳島大学 年度計画

平成19年3月30日

平成19年度 国立大学法人徳島大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 学士課程・大学院課程別に平成19年度の学生収容定員を別表に記載
- 全学共通教育・学部専門教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・ 新カリキュラムによる教育の質を向上させるため、昨年度と同様のアンケート調査を実施し、2年間にわたる調査の結果を分析する。さらに昨年度に導入した教員による授業相互参観の実態を把握し、改善を図る。
 - ・ TOEIC-IPによる英語統一試験の今後の在り方等を明らかにするため、WGを設け、実施・活用状況等について分析を行い、次年度以降の方針を全学共通教育センター運営委員会に答申する。その答申に基づいて、次年度の方針を決定する。
 - ・ 専門基礎科目の充実を図るため、前年度に引き続き新入生評価を実施し、評価結果を専門基礎教育の充実に反映させる。
 - ・ 専門教育の充実を図るため、各学部で改善を実施した科目の有効性について検証する。
- 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定
 - ・ 大学院教育の充実を図るため、学部・大学院間における教育内容の接続性について、新たに導入した取組を検証する。
 - ・ 大学院教育の充実を図るため、倫理観と国際感覚を持つ人材を育成するために導入した大学院共通科目の有効性について検証する。
 - ・ ヘルスバイオサイエンスを基礎とした専門医療教育を行うため、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部の4教育部共通科目の内容及び運営方法の改善を引き続き行う。
 - ・ 先進的な社会技術科学に関する教育を推進するため、工学分野及び基礎科学・人間社会科学分野の連携を高める具体的な措置を検討し、連携授業等の教育を実施する。
- 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
進路指導及び就職支援を強化するため、業界別ガイダンス等を実施し、就職支援プログラムを検証する。
- 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策
 - ・ 教育の成果を検証するため、進路の動向や国家試験等の合格率を継続的に調査する。
 - ・ 教育の効果を検証するため、「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査実施概要」に基づき、学生アンケートを実施し、教育の効果を検証する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - ① 学部学生の受入れについて
多様な志願者を確保するため、選抜方法の在り方について、引き続き検討する。
 - ② 大学院学生の受入れについて

多様な志願者を確保するため、広報活動の充実を図る。

○ 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

① 学部の教育課程について

- ・ 全学共通教育の新カリキュラムの意義と学びの過程等をより分かりやすく学生に示すため、シラバスの充実を図るとともに、本学が開発した学習経路探索(learning path finder)の充実と利用促進を図る。
- ・ 本学の教育目標にのっとった学部学科の科目を、学生の能力開発の科目群と位置づけて、それらの見直しと整備を図る。
- ・ キャリア教育の充実を図るため、勤労観・職業観を醸成するための講座の開設状況とインターンシップ事業の有効性を検証する。

② 大学院の教育課程について

- ・ 大学院の専攻間相互の教育連携を強化するために開設された大学院共通科目の有効性を検証する。
- ・ 学部教育と大学院教育の接続を円滑にするため、他分野からの入学生を対象とする科目を開設する。

○ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

- ・ 教育の制度面における統一を図るため、平成18年度に実施した単位制度の運用法や成績評価システム等について検証する。
- ・ 授業の改善を図るため、自己点検・評価委員会が実施する「教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査」の分析結果を基に、大学教育委員会において教育改善案を作成し、学部へフィードバックする。

○ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

- ・ 教育の質の向上を図るため、授業科目の成績評価基準を明確にし、厳格な成績評価が実施できたか検証する。
- ・ 講義の質の向上を図るため、成績評価法(GPA, GPC等)の標準化が実施できたか検証する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○ 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- ・ 教育実践推進本部、教育推進室及び学生支援推進室を中心に、学内委員会及び各センター間にまたがる教育・学生支援プロジェクトを総合的に企画・推進する。
- ・ 教育支援体制の充実を図るため、TA、技術職員による教育支援効果を検証する。

○ 教育に必要な施設・設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- ・ 教育・研究環境の充実を図るため、引き続きキャンパスの環境整備等を行う。
- ・ 施設・設備の利用効率を高めるため、引き続き同一キャンパス内の講義室、学生研究室等の共用化を推進し、検証する。
- ・ 教育に必要な環境を整備するため、附属図書館、高度情報化基盤センター、全学共通教育センター及び各学部において授業や学生の自習を支援するIT機器、ネットワーク利用環境及びデジタルコンテンツの整備・充実に努める。
- ・ 附属図書館では、学習・教育活動を支援するため、引き続き学生用図書の整備・充実に努め、図書館利用に関するオリエンテーション等の実施、高度情報化基盤センター及び全学共通教育センターの学習支援室と連携し、図書館利用に関する情報教育を実施する。また、利用環境の整備と館内アメニティの向上を図る。

- ・ 大学院生への実態調査に基づいて、学習環境の改善に努める。
 - ・ 留学生センターの機能向上のため、新施設を中心にして、引き続き日本語授業及び国際交流活動を実施する。
- 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- ・ 大学教育委員会に設置した「教育の質に関する専門委員会」の活動状況を検証し、教育活動の一層の質的改善を図る。
 - ・ 教育の質の改善に活用するため、全学的に教員の教育研究活動に関する個人データベースの登録方法の改善を更に図るとともに、同データベースシステムを活用した教員業績評価システムの定着を促進する。
- 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
- ・ 全学の教員の授業運営等に関するスキルアップを図るため、全学FD推進プログラム第2期計画（平成17年度～平成19年度）の最終年度に当たり、第2期計画の総括と第3期計画の案を策定する。
 - ・ eラーニングのためのシステム使用法やコンテンツ作成法等の教職員への技術支援の充実を図る。
- 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策
- ・ 国内外の協定校、放送大学、地域の大学等との単位互換制度の活用を推進するため、引き続き活用状況を把握するとともに、課題があれば改善する。また、SCSを利用した共通講義を引き続き行う。
 - ・ 教育及び学生支援を推進するため、次の項目について、整備・充実を図る。
 - (ア) 新カリキュラムによる全学共通教育の定着・実施状況等の分析により明らかとなった課題を解消するため、カリキュラムの部分的改定について検討を行う。
(全学共通教育センター)
 - (イ) 教養教育・専門教育の質的向上のため、全学FD推進プログラム第2期計画（平成17年度～平成19年度）の各種プログラムを着実に実施する。また、全学FD推進プログラム第3期計画（平成20年度～平成22年度）を作成する。
(大学開放実践センター)
 - (ウ) 留学生に対する機能的な教育・実践を図るため、新蔵・常三島・蔵本の3キャンパスの状況を踏まえ、かつ留学生の能力に応じた日本語授業のクラス開講等適切な授業を実施する。
(留学生センター)
 - (エ) 生活の質を改善するため、学生及び職員の健康、予防医学に関する教育と指導を行う。
(保健管理センター)
 - (オ) 充実した学生生活が送れるようにするため、学生生活支援の方策等の企画・調整を行う。
(学生支援センター)
 - (カ) 前年度策定した大学における学生の教育支援用の情報基盤整備計画を実現させるため、新しく更新した教育用計算機、CALLシステム、eラーニングシステム等の運用を開始し、授業が支障なく行えるように運用を行う。
(高度情報化基盤センター)
 - (キ) 放射線業務従事者に対する教育訓練の充実を図るため、教育訓練の細分化、再教育の方法等について検討し、実施するとともにその効果を調べる。
(アイソトープ総合センター)
 - (ク) 学習・教育活動を支援するため、引き続き学生用図書等の整備・充実に努める。
(附属図書館)
 - (ケ) 教育支援体制の充実を図るため、遺伝子組換え実験の安全管理と技術教育に関する支援活動を行う。
(ゲノム機能研究センター)
 - (コ) 教育支援活動のため、知的財産専門家、実務家によるMOT教育を支援する。

- 学部・研究科等の教育実施体制等に関する特記事項
 - ・ 医療系教育全体の充実を図るため、医科学教育部、口腔科学教育部、薬科学教育部、栄養生命科学教育部の4教育部共通科目の問題点を引き続き検討し改善する。また、大学院共通科目のeラーニングコンテンツの充実と、運用開始に向けて問題点を整理する。
 - ・ 平成20年度に総合科学教育部を設置する計画書を文部科学省に提出し、実施のための体制整備を図る。また、総合科学部のカリキュラム改正を進め、地域創生総合科学の拠点づくりを進める。
 - ・ 保健学科の組織の高度化を図るため、平成18年度に設置した大学院保健科学教育部修士課程の教育を充実させるとともに、平成20年度の大学院博士課程設置を目指し、博士課程組織の検討を行う。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- 教職員の意識改革に関する具体的方策
 - ・ 学生のニーズを的確に把握し、学生の意見を聴取するため、在学生との懇談会を実施するとともに、教職員と学生との合同研修会も引き続き実施する。
 - ・ 学生の実状を把握するため、平成18年度に実施した学生生活実態調査の結果を分析・検討し、学生に対するサービス水準の向上に努める。
- 新入生の支援に関する具体的方策
 - ・ 新入生が豊かなキャンパスライフを過ごせるようにするために、初年次オリエンテーションを更に充実させる。
 - ・ 新入生が早く大学になじめるようにするために、ホームページに掲載した学生生活の「Q&A」の内容を検証する。
- 修学相談・支援に関する具体的方策
 - ・ 修学支援体制の整備・充実を図るために、学生相談室、保健管理センター、全学学生委員会等との連携の下、学習支援室を更に充実する。今年度は、障害を持つ学生の学修支援の充実に力を注ぐ。
 - ・ オフィスアワーの活用をより活発にするために、昨年度に実施されたオフィスアワーの利用状況等に関する調査結果を踏まえて、必要な改善を図る。
- 進路相談・就職支援に関する具体的方策
 - ・ 進路相談・就職支援を充実するため、全学的な就職ガイダンス、企業等説明会、講演会等を引き続き開催する。
 - ・ 就職相談を充実するため、懸案の就職相談員の常駐化に向けた取組を積極的に行うとともに、相談室利用者の増加と相談に対する対応の質的向上に引き続き努める。
 - ・ 各学部において、在学生と卒業生との連携を強化し、引き続き企業訪問・OB訪問の円滑化を図る。
- よろず相談に関する具体的方策
 - ・ 人間関係・精神面に関する相談件数の増加に対応するため、平成17年度に配置したカウンセラーによるカウンセリングの充実に努めるとともに、迅速対応や予防的観点からの職員・学生への啓蒙活動への取組も向上させる。
 - ・ 教職員の問題意識を高めるため、教職員を対象に、学生支援の取組方、ハラスマント等に関する研修会や講演会を引き続き開催する。

- 経済的支援に関する具体的方策
学生の経済的支援のため、全額・半額免除の割合を見直し、授業料免除制度の有効活用を図る。
- 課外活動支援に関する具体的方策
 - ・ 課外活動を活性化させるため、引き続きスポット的に学外施設やリーダー研修の会場の借上げを行い、課外活動の支援を行う。
 - ・ 課外活動施設・設備の改善充実のため、引き続き整備を進める。
 - ・ 課外活動の活性化を図るため、引き続き全国大会・中国四国大会等で優秀な成績を挙げた団体・個人を表彰する。
- 学生寮・留学生宿舎に関する具体的方策
 - ・ 寮の居住環境の改善のため、引き続き部屋の補修等を行う。
 - ・ 国際交流を推進するため、引き続き留学生宿舎における日本人学生（チーチャー）と外国人留学生との混住を図る。
- 福利厚生施設に関する具体的方策
学生の生活環境を向上させるため、引き続き学生食堂、喫茶、売店等の改善・充実を図る。
- 学生支援のIT化に関する具体的方策
学生生活支援環境を更に整備するため、ポータルシステムと無線LAN環境の安定運用、認証基盤システム、学務システム及び図書館システム等の他システムとの相互連携を図り、サービス範囲の拡充を目指す。
- 留学生支援に関する具体的方策
 - ・ 日本語授業の教育効果を高めるため、受講生による授業評価及び受講生に対する個別学習相談等を通して日本語教育プログラムの改善に努める。
 - ・ 留学生センターに設置した相談室（新蔵地区）を中心に、引き続き常三島地区、蔵本地区を含む3地区で相談業務を展開するとともに、平成18年度から開始したメールによる相談も活用し、留学生の学習、生活、進路等の問題解決に努める。
 - ・ 留学生が学習に専念できる環境を確保するため、引き続き奨学金制度の改善に努める。
 - ・ 留学生的学習及び研究の向上を図るため、引き続き日本語教育体制及びチーチャー制度、学生サポーター・地域サポーター制度等の改善・充実に努める。

2 研究に関する目標を達成するための措置

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- 目指すべき研究の方向性
 - ・ 学部、研究科、研究センター等の研究推進計画を推進するため、平成16年度に設定した重点目標に従って、研究を推進する。
 - ・ 各分野の連携による全学横断的な共同研究を推進するため、研究連携推進本部が国際社会で高く評価される連携研究について企画・調整を行い、全学的な協力体制に努める。
- 大学として重点的に取り組む領域
重点的に取り組む「健康生命科学」、「社会技術科学」、「地域創生総合科学」の各分野の計画達成を目指す。

- 成果の社会への還元に関する具体的方策
 - ・ 技術移転、ベンチャー起業、産学官連携を積極的に推進するため、知的財産の管理と活用を一元的に推進する。
 - ・ 自治体等との連携事業の円滑な推進を図るため、徳島地域連携協議会との連携を取りながら社会連携推進機構の活用に努める。
- 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
 - ・ 重点的な研究支援を行うため、組織横断的な研究と萌芽的研究に特に焦点を当て、研究水準等の評価を反映させた資源の配分を行う。
 - ・ 研究連携推進本部会議は、各部局での外部評価を検証し研究水準等を点検する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - ・ 人的研究資源の有効活用を図るため、引き続き中期計画や重点推進計画に照らして、効果的な教員配置に努める。
 - ・ 人的研究資源の活用を図るため、研究領域ごとにリサーチフェロー、プロジェクト型助手を配置する。
 - ・ 中期計画や重点推進計画を達成するため、必要な戦略的プロジェクト研究等の育成を引き続き推進する。
 - ・ 教員業績の評価結果を定期的に処遇に反映させるため、教員業績評価システム制度の定着を図る。
- 研究資金の配分システムに関する具体的方策
 - ・ 研究資源を効果的に活用するため、研究内容等の審査・評価に基づき、学長裁量経費を重点的に配分する。
 - ・ 効果的な研究推進のため、学外より獲得した競争的資金に係る間接経費の一定割合を全学的な研究推進のために使用し、学長裁量により運用する。
- 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - ・ 老朽化した施設・設備の改善整備のため、引き続き医学系総合実験研究棟を改修整備し、研究環境の充実を図る。
 - ・ 研究施設の有効利用を図るため、施設の利用状況及び「研究共用施設」としての使用状況について調査する。
 - ・ 共同設備の学内周知と運用方法の簡素化を図るため、引き続き汎用性の高い設備の共用化を進める。
 - ・ 附属図書館では、電子図書館的機能の充実を図るため、引き続き電子ジャーナル等の整備・充実に努め、所蔵資料の遡及入力を実施する。また、貴重資料のデジタルコンテンツ化の推進に努める。
- 知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策
 - ・ 教員の発明に対して、育成・保護・活用を図るため、引き続き特許権の機関帰属を原則とした運用に努める。
 - ・ 知的財産の創出・管理・運用を強化するため、引き続き四国TLOとの連携の下に、研究連携推進機構を整備拡充した機構内の知的財産本部の活用を図る。
- 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - ・ 教員の流動性を高め、研究の活性化を図るため、引き続きプロジェクト研究等に任期制を適用する。

- ・ 教員業績の評価結果を定期的に処遇に反映させるため、教員業績評価システム制度の定着を図る。
 - ・ 業績の顕著な教員に対する優遇措置を講ずるため、業績評価システムが定着するまでの間、各部局における評価システムを引き続き活用する。
 - ・ 全学的な研究状況等の検証と研究の活性化に活用するため、徳島大学教育・研究者情報データベースの更なる改善・充実を図る。
- 全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
 - ・ 部局の枠を超えたプロジェクト研究を積極的に推進するため、研究連携推進機構が全学の中心となって部局横断的プロジェクトの調整と立案を行う。
 - ・ 萌芽的研究の立ち上げを支援するため、「パイロット研究支援事業」により、学際的研究の育成を推進する。
 - ・ ゲノム機能研究センターを充実するため、改組を検討する。
 - ・ 次の項目における研究等の活動を活性化するため、将来計画を常に検討し、組織の充実や改変を図り、高水準の研究を推進する。
 - (ア) 疾患酵素学、疾患プロテオミクス研究を推進するため、引き続き個々の研究室のプロジェクト研究体制の整備、共同研究の促進、設備の拡充を促進する。
(疾患酵素学研究センター)
 - (イ) 地域産業や本学の研究開発を活性化するため、知的財産本部に設置された地域共同インキュベーション研究室及びベンチャービジネス育成研究室を一体的・機動的に運用し、地域企業との共同研究の斡旋活動を行う。
(知的財産本部)
 - (ウ) 限られた予算の有効利用を目指して、平成18年度更新の計算機システムでは教育用を充実して研究用システムの規模を縮小したため、研究用については全国共同利用の計算機システムの利用を促進するための施策を行う。
(高度情報化基盤センター)
 - (エ) 安全な情報管理とネットワーク環境を維持するため、セキュリティポリシー遵守の徹底を図るとともにセキュリティポリシーの見直しと技術的セキュリティの強化を行う。
(高度情報化基盤センター)
 - (オ) 本学の中期目標・中期計画に沿った「生命科学研究拠点形成」の核の一つとなることを目指すため、関連の整備を行い、医療開発等に関する研究を行う。
(ゲノム機能研究センター)
 - (カ) 放射線科学に関する基盤的な支援を行うため、教育訓練を行うとともに、引き続き安全管理、放射線防護及び教育訓練に関する研究を行う。
(アイソトープ総合センター)
 - (キ) 災害や環境問題への対策に関して社会に貢献するため、共同研究や受託研究を受け入れるとともに、啓発活動として、講演会、セミナー等を主催・共催する。
(環境防災研究センター)
- 学部、研究科、各センター等の研究実施体制等に関する特記事項
 - ・ 医学系、栄養学系、歯学系、薬学系の専門性を担保に学際的な融合型研究を推進するため、四つの系からなる研究推進戦略会議を設置し、中期的な共同研究環境を創出する。
 - ・ 研究を高いレベルで遂行するため、社会技術科学分野については、平成18年に設置した大学院ソシオテクノサイエンス研究部と人間・自然環境研究科の重点化について、文理工の融合・連携を視野に入れつつ、引き続き検討を行う。
 - ・ ソシオ・アーツ・アンド・サイエンス研究部及び総合科学教育部の組織体制を整備して社会的ニーズに応じた教育研究を推進する。さらに、ソシオテクノサイエンス研究部及び先端技術科学教育部との連携プロジェクトを進める。

- ・ 保健学科の組織の高度化を図るため、平成18年度に設置した大学院保健科学教育部修士課程の教育を充実させるとともに、平成20年度の大学院博士課程設置を目指し、博士課程組織の検討を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 - ・ 自治体等が抱える要望や課題に応えるため、徳島地域連携協議会等を定期的に開催するとともに、自治体等との円滑な連携を図るために、社会連携推進機構（地域連携推進室）の活動を推進する。
 - ・ 事業ニーズの発掘に資するため、研究成果のデータベースの検索エンジンの特許化に伴い、実用化に向けた開発を続行する。
 - ・ 公開講座や県民カレッジ等の地域生涯学習事業への支援を通じて、地域の文化向上に貢献するために、年間100講座以上の開講を目指すとともに、公開講座等の質的向上を図る。
 - ・ 地域住民への図書館サービスを推進するため、引き続き学外者への図書貸出サービスを学生並に提供する。
(附属図書館)
 - ・ 地域医療連携センターの更なる充実を図ることにより、地域の医療・保健・福祉の向上に貢献する。
- 産学官連携の推進に関する具体的方策
 - ・ 産学官連携推進のため、行政、民間企業等の要望を酌み取るシステムとして、「徳島県技術移転連絡会議」「大学・産総研四国連絡協議会」「四国ブロック地域科学技術振興協議会幹事会」の活用を図る。
 - ・ 産学官連携の一助とするため、引き続き受託研究や受託研究員を積極的に受け入れる。
- 産学官連携推進のため、知的財産本部を積極的に活用して、機関帰属となった発明・特許の民間企業等への技術移転の増加を図る。
- 地域の大学等との連携・支援に関する具体的方策

国内外の協定校、放送大学、地域の大学等との単位互換制度を充実するとともに自治体等との連携協力において、社会人にも共通教育の開講科目の受講を認め、生涯学習等を積極的に支援する。
- 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
 - ・ 質の高い留学生の受入及び特色ある大学との交流を図るために、引き続き重点拠点交流校との交流を推進するとともに、「国際交流推進室（海外ブランチ）」（仮称）の設置を検討する。
 - ・ 質の高い留学生の受入れを図るために、日本留学フェア（海外）及び外国人学生のための進学説明会（国内）等に引き続き参加する。
 - ・ 本学学生の国際性を高めるため、平成18年度に実施した重点拠点交流校との交流プログラムの充実を図る。
 - ・ 本学学生の国際性を高めるため、現在実施している短期派遣プログラムに加え、長期派遣プログラムを策定する。
 - ・ 国際交流活動を充実させるため、引き続き留学生と日本人学生、地域住民との交流会等を実施する。
 - ・ 帰国留学生等のデータベース充実のため、引き続き追跡調査を行うとともに、フォローアップの手法等について検討する。

- ・ 学生の海外留学を推進するため、平成17年度から開始した相談支援体制を継続する。
 - ・ 留学生センターのホームページ内に平成18年度に開設した「派遣留学情報ホームページ」において留学情報の充実を図る。
- 教育研究活動に関する国際連携に関する具体的方策
- ・ 海外への広報活動を推進するため、国際交流に係るホームページ（英文）のコンテンツの充実を図るとともに、日本留学フェア（海外）等に引き続き参加する。
 - ・ 大学が有する知識と技術の国際活用を目指すため、海外の大学等との知的財産活用に関する技術交流を行う。
 - ・ 帰国留学生、本学関係者との連携強化を図るため、引き続き帰国留学生等の追跡調査等によりデータを充実させるとともに、留学生の同窓会組織の構築に努める。
 - ・ 国際交流・連携を支援するため、現留学生センターを改組した新センターの設立を検討する。

（2）附属病院に関する目標を達成するための措置

- 生きる力を提供する医療機関を目指し、統合されたチーム医療の創成を図るための具体的方策
- ・ 地域医療への貢献、患者サービスの向上等のため、「食と健康増進センター」等の特殊診療部門の充実等を引き続き行う。
 - ・ 統合されたチーム医療を行うため、医科診療と歯科診療の統合による横断的診療体制を、モジュール化（ユニット化）診療として構築し、引き続きその充実を図るとともに、社会が求める優れた医療人の育成、地域医療への貢献を目指す。
 - ・ 地域医療連携及び総合相談窓口として地域医療連携センターの充実を図る。
 - ・ 医療の質の向上、標準化、効率化を図るため、病院機能評価の取得、DPC支援業務の充実、診療支援部及び安全管理対策室の充実等を行う。
 - ・ 良質な医療人を育成するため、引き続き卒後臨床研修センターの充実等を図る。
 - ・ 看護師の実践能力向上を図り、がん看護、糖尿病看護の充実を図るため、地域における研修事業を実施する。
- 高度情報化社会に対応した医療に関する目標を達成するための具体的方策
- 患者サービスの向上を図るため、Web技術を使った褥瘡診断・治療の適正化のためのシステムについて、形成外科褥瘡対策チームによる運用上の問題点検討を行うとともに、Web診療予約システムを試行する。また、新病院システムの部分的改良による現場業務対応と運用体制の問題点抽出を行う。
- 経営・運営に関する目標を達成するための具体的方策
- ・ 病院経営の効率化を図るため、既存の組織、施設基準等の見直しを継続して行うとともに、SPDを導入し、在庫の削減及び患者別原価管理を実現するための正確なデータの収集を行う。
 - ・ 病院経営の効率化を図るため、施設基準等の見直しを継続して行う。
 - ・ 病院経営の効率化を図るため、随意契約を単価契約に変更していくことにより材料費の削減を図る。また、預託契約品目を増やしていくことにより在庫を削減する。
 - ・ HIS更新に伴う管理会計システムの更新を行い、更新後のシステムによりデータ等の蓄積と分析を行う。
 - ・ 経営改善に資するため、病院運営の円滑化の観点から、引き続き外部委託業務について見直しを推進する。具体的には仕様の見直しを図ることで経費節減を達

成する。

- ・ 外部資金の拡充を図るため、地域治験ネットワークの活動を推進し、治験を推進する。

○ 研究成果の診療への反映や先端的医療の導入のための具体的方策

- ・ 高度先端医療、先進医療の確立を図るため、引き続き新しい診断法・治療法の開発を支援する。
- ・ 食と健康増進センターと連携の下、食品機能評価体制の充実、院内外への情報発信、受入れの促進等を行う。

○ 施設、設備の整備・活用に関する目標を達成するための具体的方策

- 患者サービス等の向上のため、引き続き老朽化した施設・設備の改善及び病院建物の有効利用が可能なものについて検討を行い、実現可能なものについて実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

○ 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

本学研究成果の技術移転の拡充を図るため、サテライトオフィスの活用を図る。

○ 全体的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・ 本学の目標・計画を確実に推進するため、教育研究内容等の審査・評価に基づき、学長裁量経費を重点的に配分する。
- ・ 学外より獲得した競争的資金に係る間接経費の一定割合を全学的な研究推進のために使用し、学長裁量により運用する。
- ・ 人的資源の有効活用を図るため、引き続き学長裁量による定員枠を一定数確保し、審査・評価に応じて重点計画に期限付きで投入する。

○ 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

専門的知識を必要とする分野及び職種について引き続き検討を行うとともに、専門家の登用を行う。

○ 内部監査機能の充実に関する具体的方策

業務の適法性及び妥当性を確保するとともに、業務の改善・合理化をより一層推進するための監査を実施する。

○ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

各国立大学が共同で行う事業等について協議するため、地域内において会議を開催する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○ 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

- ・ 教育研究組織の活性化を図るため、その機能、効果、効率について点検・評価し、改善を図る。
- ・ 大学運営等に資するため、国立大学法人評価委員会の業務実績評価結果の次年度計画への反映など、その活用を図る。

○ 教育研究組織の見直しの方向性

- ・ 教育・研究の分担化を図るため、重点化した組織に継続して教員を配置するとともに、引き続き学部等の組織を見直し、分担化について検討する。

- ・ 文理工の融合・連携を視野に入れつつ、平成20年度からの大学院重点化計画を作成する。また、改組計画を踏まえて、常三島地区の教育研究活動の連携を高めるための体制整備を検討する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
 - ・ 教員の流動性を高め、教育及び研究の活性化を図るため、引き続きプロジェクト研究等に任期制を適用する。
 - ・ 教員の選考過程の客觀性及び透明性を高めるため、引き続き個々の選考方針・基準の公開を継続する。
 - ・ 優秀な人材を確保するため、引き続き競争的資金等を活用した任期付教員を配置する。
- 適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策
 - ・ 平成17年度人件費予算相当額に比較して、1.4%以上の人件費削減を図るとともに、中期的な人員削減計画を策定する。
 - ・ 将来構想を実現するための機動的な人員管理を行うため、引き続き学長裁量による人件費枠を確保する。
- 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ・ 平成18年度に導入した教員業績評価システムの検証を行う。
 - ・ 教員業績の評価結果を定期的に処遇に反映させるため、教員業績評価システム制度の定着を図る。
 - ・ 平成18年度に導入したサバティカル制度により、2名の教員をサバティカル活動に従事させる。
 - ・ 利益相反委員会において教員の兼業兼職に関するガイドラインの見直しを行う。
 - ・ 評価結果を給与等の処遇や人材育成に活用するため、目標管理制度を取り入れた人事考課制度を事務職員に導入する。
- 外国人、女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
優れた人材を採用するため、教員について、引き続き外国人・女性の公募を促進する。
- 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - ・ 公平性を保つため、事務職員の採用は、原則試験採用によることとし、国立大学法人等統一採用試験合格者に対して第二次試験を行った上採用する。
 - ・ 事務職員等のうち専門性が高く、学内からの登用が困難な職について特定するとともに、選考により人材を確保する。
 - ・ 事務職員等の資質・能力を向上させるため、引き続き教育・研究支援、管理・運営等に関する学外の研修に参加させるとともに、学内研修の充実を図る。
 - ・ 組織の活性化、職員のキャリアアップに資するため、引き続き他大学等との人事交流を行う。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- 事務組織の編成の見直しに関する具体的方策
事務の合理化・効率化を図るため、部・課を再編する。
- 職員配置の見直しに関する具体的方策
 - ・ 機動性を図るため、部・課内の人員配置が柔軟にできる制度を検討する。
 - ・ 業務の効率化を図るため、専門職員を配置する部署について、適宜チーム制を導入

する。

- 事務職員の専門性と企画立案能力の向上に関する具体的方策
 - ・ 事務職員の資質・能力を向上させるため、研修のアンケート結果等を研修内容の見直し・改善に反映させるとともに、引き続き海外派遣研修を実施する。
 - ・ 事務職員の能力を向上させるため、文部科学省研修制度を活用し、職員を派遣する。
 - ・ スペシャリストを育成するため、法人化後の各部門の事務に必要とされる専門的知識や職務経験等について調査し、部門ごとの中長期的な人事計画を策定する。
- 業務の合理化及び効率化に関する具体的方策
 - ・ 事務情報化の推進に関する具体的方策
 - (ア) 事務情報化推進計画に関する実施計画の見直しを行い、新しい計画に基づき事務情報化を推進する。
 - (イ) 共有化及びデータベース化の方針に基づき、実施計画書を作成する。
 - (ウ) 四国地区国立大学法人の事務情報化の連携・協力を図り、地区の拠点として事務情報化を推進する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策
 - より多くの外部資金及び自己収入を獲得するため、継続して、科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金、共同研究等に関して情報の収集・提供及び各部局等に対する指導を行う。
- 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策
 - ・ H I S 更新に伴う管理会計システムの更新を行い、更新後のシステムによりデータ等の蓄積と分析を行う。
 - ・ 自己収入の增收を図るため、資産の使用収益許可範囲の見直しを行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

- 管理的経費の抑制に関する具体的方策
 - ・ 管理業務に係る経費の節減を図るため、契約方法等の見直しを行う。
 - ・ エネルギーの使用を削減するため、改善を実施する。また、引き続き本学のCO₂削減行動計画の目標に向け、各セグメントごとに分析評価を行う。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策
 - ・ 施設の効率的な運用を図るため、施設・設備台帳システムを構築する。
 - ・ 機器の共用を進めるため、平成18年度において購入した200万円以上の物品について調査し、共用可能なものを追加登録して学内公開する。
 - ・ 共用機器の利用状況を把握するため、平成18年度における共用機器の利用実績を調査する。
 - ・ 高額な機器の共同利用を推し進めるため、他機関とも連携し機器の共用化を発展させる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

- 自己点検・評価に関する具体的方策
 - 教育、研究、社会貢献、管理運営等を組織単位で経年的に点検・評価するため、組織

評価システムの更なる充実を図る。

- 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策
 - ・ 大学運営の改善に活用するため、引き続き年度計画の執行状況、達成度の自己点検・評価を定期的に実施し、改善の方策を検討する。
 - ・ 組織評価の評価項目を充実させ、大学運営の改善を目指すマネジメントサイクルの更なる促進を図る。
 - ・ 平成18年度に導入した教員業績評価システムの検証を行う。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策
 - ・ 大学概要、広報誌、ホームページ等により、社会のニーズに適応した情報発信を行う。
 - ・ 大学教育委員会において作成された教育改善案により、授業等の改善の取組を図り、さらにフィードバックシステムの定着を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 施設マネジメントの推進に関する具体的方策
 - ・ 合理的・効率的に施設に係る業務を推進するため、引き続き業務の整理、統合を行う。
 - ・ 施設関係経費の削減を図るため、引き続き維持管理業務の実施方法等の見直しを行う。
 - ・ 要修繕箇所を解消するため、引き続き改善計画に基づき改善工事を行う。
 - ・ 施設の有効活用を図るため、引き続き施設の点検・評価を実施する。また、学部・大学院の建物においては、面積再配分の目標値に向けて大規模改修時に合わせ、共用スペースを創出する。
 - ・ エコキャンパス実現のため、引き続き改善計画に基づき実施する。
 - ・ ユニバーサルデザイン実現のため、引き続き改善計画に基づき実施する。
 - ・ キャンパスアメニティ向上のため、引き続き施設の改善を行う。
- 施設設備の計画的・重点的整備に関する具体的方策
 - 次の優先目標を設定するとともに、教育研究の活性化への寄与等を勘案し、計画的・重点的に施設設備の整備を行うことを目指す。
 - ・ 大学院充実等に伴う大学院施設の狭隘解消のため、引き続き大学院施設の確保について検討する。
 - ・ 先端医療に対応した大学附属病院整備のため、引き続き病棟Ⅱ期を整備する。
 - ・ 老朽化した施設の改善整備のため、引き続き医学系総合実験研究棟及び共通教育棟を改善・整備する。
 - ・ キャンパス環境の改善、学生支援施設の充実のため、引き続き改善・整備を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 安全管理体制の強化、防災・防犯体制の強化等に関する具体的方策
 - ・ 安全管理の徹底を図るため、引き続き施設安全パトロールを実施するとともに、安全衛生スタッフの能力向上、教職員の安全に対する意識向上を図る。
 - ・ 毒物、劇物、化学物質及び放射性物質の管理の徹底を図る。
 - ・ 職員等の安全を図るため、必要な教育訓練を行うとともに、講習会を開催する。
 - ・ 防災体制の強化等を図るため、災害対策マニュアルに基づき、総合防災訓練を実施する。

- ・ 防犯体制の強化を図るため、引き続き全学的な防犯、警備体制及びセキュリティシステムの改善方法を検討する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
37億円

- 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡する計画はなし。
- 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学の敷地及び当該借入により取得する建物について担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

- 1 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医学系総合実験研究棟 III期 ・ 共通教育棟 ・ 病棟 II 期 ・ 病院基幹・環境整備 ・ 小規模改修 	総額 3, 556	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備費補助金 (1, 413) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (45) 長期借入金 (2, 098)

注) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

- 2 人事に関する計画

- 「行政改革の重要方針」において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、1.4%以上の人件費削減を図る。
- 平成18年度に導入した教員業績評価制度の定着化を図るとともに、事務職員についても新たな人事考課制度を導入する。

- 新たに採用する助教全員及びプロジェクト研究等に任期制を適用し、教員の流動性を高め、教育及び研究の活性化を図る。
- 将来構想を実現するための機動的な人員管理を行うため、学長裁量による人件費枠を拡大し、重点計画に期限付きで配置する。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 1,725人（役員8人を除く。）
また、任期付職員数の見込みを89人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 17,879百万円（退職手当は除く。）